

令和4年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市來 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第12号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第13号 あっせん委員の指名について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和4年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>6/6 農業者年金受給者会役員会</p> <p>6/13 沖永良部島畑地かんがい推進協議会総会</p> <p>6/20 J A知名事業運営検討委員会</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、13番神田委員、14番幸山委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 芦清良字立道〇〇 畑4,102㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和4年5月29日、引き渡し日が令和4年5月29日です。</p> <p>2番 田皆字兼久〇〇 畑3,258㎡、田皆〇〇さんから田皆〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和4年5月20日、引き渡し日が令和4年5月20日です。</p> <p>3番 下平川字大竿〇〇 畑2,482㎡、大阪府枚方市〇〇さんから下平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和4年6月9日、引き渡し日が令和4年6月30日です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第4号について、ご質問・ご意見ありませんか。</p>
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>【議案第10号について朗読】</p> <p>議案第10号は、売買5件、贈与1件です。</p> <p>1番 住吉字與二原〇〇3,057㎡を含む計4筆 8,274㎡、売買。譲渡人 埼玉県さいたま市〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 田皆字兼久〇〇 941㎡、売買。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 久志検字後原〇〇 405㎡、売買。譲渡人 千葉県千葉市〇〇さん、譲受人 久志検〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 下平川字大竿〇〇 2,482㎡ 売買。譲渡人 大阪府枚方市〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 下平川字平成〇〇 2,119㎡を含む計2筆 3,019㎡ 売買。譲渡人 千葉県千葉市〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>6番 芦清良字ヨテヤ〇〇 1,149㎡を含む計3筆 6,685㎡、贈与。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。</p> <p>2番については、議事参与の制限により8番委員は退室してください。</p> <p>2番を先に審議します。</p>
	(8番委員退室)
9番委員	<p>2番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。現地は、サトウキビが植えてありました。機械類は、全て揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局並びに地区担当委員から説明がありました。</p> <p>ご質問があれば挙手をお願いします。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>ないようですので、2番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、2番は許可決定とします。</p>
	(8番委員入室)

議長	次に1番、3～6番について、地区担当委員から説明をお願いします。
7番委員	1番説明します。 譲渡人と譲受人は親戚です。当該地は、基盤整備の対象地となっております。譲受人は、ハーベスタを所有しサトウキビの大規模経営で頑張っており、機械類は、一式揃っております。 ご審議宜しくをお願いします。
12番委員	3番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、兼業農家でサトウキビ、バレイショなどを作っていくそうです。機械等については、借りながら徐々に揃えていく予定です。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
15番委員	4番、5番説明します。 4番 譲渡人と譲受人は親戚です。以前から譲受人が耕作しており、売買となりました。譲受人は、さとうきびとバレイショを作っており、機械等も揃っております。 5番 譲渡人と譲受人は親戚です。以前から譲受人が耕作しており、売買となりました。譲受人は、主にさとうきびとバレイショを作っており、機械等も揃っております。 ご審議よろしくをお願いします。
16番委員	6番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、認定新規就農の2年目で畜産をしながらバレイショを作っております。 機械等も揃っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
15番委員	1番については、価格が妥当でしょうか。
7番委員	10aあたり〇〇円ですが、身内での売買ということでの対価となっております。
議長	他にございますか。
16番委員	売買した場合の課税について、教えていただきたいです。
議長	来月の総会で説明できるように、事務局をお願いします。 他にないようでしたら、議案第10号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第10号は、原案のとおり許可決定とします。

議長	次に、議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明します。</p> <p>申請人 田皆〇〇さん、土地の表示 田皆字兼久〇〇畑1,247㎡、〇〇畑1,694㎡ 計2筆 2,941㎡ 内1,235㎡。事業計画は牛舎、堆肥舎です。施設の概要として、牛舎418.88㎡、堆肥舎150㎡、所要面積が牛舎985㎡、堆肥舎250㎡、計1,235㎡です。資金調達計画として、土地造成費〇〇円、建築費〇〇万円、その他〇〇円、融資〇〇円、補助金〇〇円です。</p> <p>申請地の農地区分は第1種農地で原則不許可ですが、不許可の例外として農業用施設に該当し許可相当と考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	地区担当委員から補足説明があればお願いします。
	(なしの声あり)
議長	議案第11号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第11号は承認とします。</p> <p>次に、議案第12号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第12号-1 知名町地区農用地利用集積計画(案)について、説明します。</p> <p>今月は利用権設定が4件です。</p> <p>【議案第12号-1について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1 正名字佐佗般多〇〇 1,697㎡ 貸貸借 5年の再設定となっています。</p> <p>2番1～2 新城字内穴張〇〇 2,760㎡を含む計2筆 6,903㎡ 貸貸借 10年の新規設定となっています。</p> <p>3番1 竿津字前窪俣〇〇 1,258㎡ 貸貸借 3年の再設定となっています。</p> <p>4番1～2 芦清良字竿津野〇〇2,033㎡を含む計2筆 6,408㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>次に、議案第12号-2 中間管理事業に係る利用権設定(一括方式)について、説明します。</p> <p>1番～8番 貸出者は兵庫県明石市〇〇さん、住吉字下田〇〇 6,480㎡を含む計8筆13,167㎡の5年間、配分予定者は住吉〇〇さん認定農業者です。</p>

	<p>9番 貸出者は瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字スマン辻〇〇 3,613㎡、の5年間、配分予定者は知名〇〇さん認定農業者です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
7番委員	<p>1番</p> <p>貸人と借人は知人です。借人はサトウキビ専作農家で、規模拡大を図りながらハーベスタのオペレーターもしております。機械類も揃っております。</p>
11番委員	<p>2番説明します。</p> <p>貸人と借人は知人になります。借人は、認定農業者で機械等も揃っております。</p> <p>畑については、さとうきびが植えてありました。</p>
1番委員	<p>3番説明します。</p> <p>貸人と借人は知人になります。借人はさとうきび、ニンニクを作っており、機械類も全て揃っております。</p>
16番委員	<p>4番</p> <p>貸人と借人は親子です。借人は、4,5年前に就農し頑張っており、機械類も全て揃っています。</p>
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第12号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、議案第12号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第13号 あっせん委員の指名について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第13号 あっせん委員の指名について、説明します。</p> <p>【議案第13号について朗読】</p> <p>田皆字宇須久当〇〇 3,151㎡を含む計2筆 4,448㎡、所有者 屋子母〇〇さん、売買で希望価格は10a当たり〇〇円です。</p> <p>以上です。</p>

議長	あっせん委員の指名ですが、こちらで指名してよろしいですか。
	(意義なしの声あり)
議長	田皆ですので、8番池沢委員と9番市来委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
	(異議なしの声あり)
議長	それでは、両委員よろしくお願ひします。 以上で、第3回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 4年6月27日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 神 田 三 十 志

署名委員 幸 山 利 忠